

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定によつて、東広島都市計画区域及び黒瀬都市計画区域を一の都市計画区域とし次のとおり変更した。

平成二十五年二月四日

広島県知事 湯崎英彦

- 一 都市計画区域の名称
東広島都市計画区域
- 二 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域
なし
- 三 都市計画区域から除外される土地の区域
なし